

四日市市自転車競技条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第47号

四日市市自転車競技条例の一部を改正する条例

四日市市自転車競技条例（昭和28年四日市市条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第5条 <u>市が競輪を開催する場合に、競輪場に入場しようとする者（以下「入場者」という。）が特別観覧席を利用しようとするときは、当該入場者は、500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の特別観覧席料を支払わなければならない。</u>	第5条 <u>競輪を開催するときは、競輪場に入場しようとする者（以下「入場者」という。）から50円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の入場料を徴収する。</u>  2 <u>入場者が特別観覧席を利用しようとするときは、前項の入場料のほかに500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）の特別観覧席料を支払わなければならない。</u>
第6条 市長は、特に必要があると認め た者に対しては、 <u>特別観覧席料</u> を免除 することができる。	第6条 市長は、特に必要があると認め た者に対しては、 <u>入場料及び特別観覧 料</u> を免除することができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（商工農水部けいりん事業課）